

# 平成 27 年度 事業計画書

平成 27 年 4 月 1 日から  
平成 28 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

## 平成 27 年度事業計画書

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）が施行されてから、5 年余りが経過した。

平成 26 年は、脳死下での臓器提供は 50 例（前年対比+6%）と微増したが、心停止下臓器提供数は、27 例（前年対比▲27%）と減少傾向にある。原因としては、医師からの選択肢提示による提供数は増加しているものの、家族申し出による提供が減少していることもその一つと考えられるが、現段階で最終的な原因の特定までには至っていない。

平成 26 年度は、目標を、脳死下 60 例、心停止下 40 例とし、都道府県単位での移植医療推進を事業の主要施策とした上で、具体的に移植医療の体制を整備し、病院啓発と一般啓発の両面からの活動を行う地域支援事業を展開してきた。そのうち、7 都道府県では上記地域支援事業に加えて地域の基点病院への院内体制整備事業を展開する特別地域支援事業に取り組み、臓器提供数の増加に努めてきた。

平成 27 年度も地域支援事業を軸とする地域単位の移植医療体制の整備を継続しながら、新たに臓器提供施設における選択肢提示への支援事業に取り組み、依然として約 13,800 名にのぼるネットワークに登録する移植を待ち望んでいる患者のために、関係機関とともに一層の移植医療の体制の充実、強化を図る。加えて、国民に対し臓器提供意思表示の重要性を広く伝える普及啓発活動を展開する。

上記の臓器提供施設における選択肢提示への支援事業等を通じて、今後臓器提供数が増加することが想定され、それに対応して引き続き体制強化を図る必要がある。

平成 27 年度は、昨年度実績比 50%増の「脳死下 75 例、心停止下 40 例」となっても適切に対応できるようにすることを目標とする。

また、移植対象者検索システムを含む社内システムの改修及び再構築を進め、健全な社内環境の構築を図っていく。

### <公益目的事業>

#### 1. あっせん業務関係事業

(1) 臓器のあっせんを行うに当たって、業務基準書とその構成・内容等につき抜本的に見直す。各業務のすべてのステップが明文化されているか確認し、フローチャートの採用等により業務処理手順を明確化する同時に、チェックリストによる確認作業の徹底の精緻化をはかることとする。

登録・更新、移植検査、あっせん事例対応（脳死下）、同（心停止下）、ドナー家族対応の大きく 5 分類し、かつ特にあっせん事例対応に関しては、本部対応・支部対応・現地対応の 3 種に区分を行い、計 10 分冊の業務基準書を 9 月までに完成する。

(2) コーディネーター及びチーフコーディネーターの適正配置に努め、臓器提供事例発生時の連絡調整活動を行う。

(3) ドナー適応評価や管理、ドナー家族の心理的ケア、小児臓器提供の体制構築などについて、助言・指導等を行う小児科や精神科医師などの医療専門職の機能を充実させ、円滑なあっせん業務に努める。

(4) 臓器移植に関する情報の管理・分析、レシピエント情報の登録・更新、臓器提供事例におけるレシピエント候補者の検索等の業務の精度アップ・適正化を図る。そのために詳細手順を業務基準書にも反映させ、システムの改修及び再構築を予定している。

- (5) 臓器提供事例発生時、常時移植検査を行える体制の整備のため、24時間ドナー検査対応が可能な移植検査センターにおけるHLA検査技師の設置に必要な経費の助成を行う。
- (6) 臓器のあっせんに必要な移植検査(HLA検査、組織適合性検査、ウエストナイルウイルス抗体検査)及びレシピエントの血清保存管理を円滑に実施するために、必要な経費の助成を行う。
- (7) 公平・公正な臓器移植を円滑に遂行するため、あっせん事業部を中心に、支部と連携して移植対象者検索システムの適切な運営管理に努めるとともに、当該システムの改修及び再構築を行う。

## 2. あっせん事業体制整備事業

### (1) 連絡調整者(コーディネーター)研修事業

①臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、社団のコーディネーターを対象に、コーディネーターの養成及び資質の向上を目的として、移植医療に関する最新の知見、コーディネーターの実務など必要な事項についての研修会を開催する。また、コーディネーター及びチーフコーディネーターのための研修会と試験を実施し、コーディネーター職の質向上を図る。研修内容については、従来以上に教育研修部の機能を充実させ、基準の法的根拠・裏付け、レシピエントに関する意思確認、検査内容、過去の異例・緊急事例に基づく事例研究等の内容も盛り込んでいく。

②臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、都道府県コーディネーターを対象に、コーディネーターの養成及び資質の向上を目的として、移植医療に関する最新の知見、コーディネーターの実務など必要な事項についての研修会を開催する。研修内容を従来以上に充実させ、基準の法的根拠・裏付け、レシピエントに関する意思確認、検査内容、過去の異例・緊急事例に基づく事例研究等の内容も盛り込んでいく。

### (2) 地域支援事業

都道府県内における臓器移植に関するあっせん業務を公平、公正、適切かつ安定的に実施する体制を構築するため、コーディネーターが都道府県行政等と行う事業の企画・実行を支援し、必要な経費に対して助成を行い、臓器移植対策の円滑な推進を図る。

①都道府県内の臓器移植関係者(都道府県行政、腎バンク、アイバンク、医療機関、民間団体、都道府県Co等)が都道府県内における臓器移植に関する諸問題や臓器移植普及推進の仕組みを検討する会議を開催する。

②都道府県民が移植医療に関する適切かつ十分な知識を持ち、移植医療に関する意識向上と理解浸透を深め、臓器提供に関する意思表示が推進されるような有効かつ継続的な普及啓発活動を行う。

③都道府県民に対し臓器提供・移植という選択肢提示が適切になされるために、医療機関を含めた関係各所での教育・研修や普及啓発を行う。

④臓器提供に係る施設の医療従事者を対象に、臓器提供に適切に対処する知識と技術の習得を目的とした脳死患者の対応セミナーを開催する。また、支部ごとに提供施設研修会を開催する。

### (3) 院内体制整備支援事業

特に(2)の事業を積極的に推進する都道府県において、臓器提供施設となりうる医療機関を選定し、都道府県民の意思をより確実に生かすことができるような院内体制を整備

するための事業の企画・実行の支援を行う。

①当該都道府県内の中核となる医療機関における、院内コーディネーター等の臓器移植担当者の設置と院内スタッフに対する教育、臓器移植に関する研修やシミュレーションの実施、臓器提供候補者が発生したときの院内手順書の作成。

②臓器提供に関する機会の提示と意思確認を適切なタイミングで行うための仕組みやプログラム、システム、ツールの作成と実行。

③患者や家族が臓器提供の意思を表示しやすい環境整備や資材の作成。

④継続的かつ有効な院内体制整備を確立するための情報収集及び分析。

⑤その他、各地域・各病院に適した柔軟かつ必要な活動。

⑥臓器提供に関与する施設の医師及び都道府県 Co 等と相互に連携し、臓器提供者の拡大を図るための問題点を解決していくため、関係者間での連絡会議や提供施設への啓発活動などの取り組みを行う。

⑦臓器提供者の発生に十分な対応ができるよう病院が院内の体制整備を図る事を支援する事業を実施する。

#### (4) 臓器提供施設における選択肢提示支援事業

臓器提供施設において、終末期医療の説明の中で臓器提供に関する選択肢を提示することに関する実態等を把握するとともに問題点や課題を検討し、患者家族の心情にも配慮した対応方法を医療機関において整備することへの支援を行う。

#### (5) ドナー家族に対する心理的ケア事業

ドナーファミリー専用ダイヤル・Eメールの設置、「ドナーファミリー分かちあいの会」の開催、「ドナーファミリーの集い」の開催、ドナー家族支援冊子の作成、コーディネーター対象の家族支援研修会の開催、本支部にドナー家族支援担当者の設置など、ドナー家族の心理的支援体制の構築を行う。

#### (6) 臓器提供意思登録事業

国民の臓器移植に関する4つの権利を担保できるように、臓器提供に関する意思表示のための適正な知識・情報の発信、パンフレット類の作成・配布、意思表示（登録）促進のための事業を幅広く行う。

##### ① 臓器提供意思登録システムの運用

パソコン・モバイル・スマートフォンから意思を登録するための意思登録サイトの運営・管理を行う。ホームページ、モバイルサイト、キッズサイトでの団体の活動及び臓器移植に関する最新の情報発信と内容の更新を行う。意識調査を実施し、更に有効な情報発信について分析・検討を行う。

##### ② 臓器提供意思登録カードの発行

意思登録者への登録カード発行・再発行、内容更新に関するフォローアップとID・PWの問合せへ等の対応を適正に行う。

##### ③ 臓器提供意思登録促進事業の実施

運転免許証での意思表示促進のために、警察庁、各都道府県運転免許センター・免許の更新ができる警察署と連携し、意思表示説明用リーフレット、ポスターの作成・配布を行う。グリーンリボンドライバーステッカーを作成し、タクシー会社等車関連企業と連携し、ドライバーの意思表示と車両へのステッカー貼付走行による意思表示の周知を図る。

健康保険証での意思表示促進のために、各都道府県行政・健康保険組合、日本薬剤師会と連携し、意思表示説明用リーフレットを配布すると共に、調剤薬局等に意思表示説明用

リーフレットの配布やポスターの掲示を行う。また、生涯学習・研修会等への講演を通じて薬剤師の理解を深め、グリーンリボンピンバッジ着用と患者さんへの声かけによる支援を仰ぐ。

意思表示カード付リーフレット、ポスター、小冊子等の作成を行い、都道府県の行政窓口、保健所、ハローワーク、年金事務所、病院等に設置して、意思表示の環境整備に努める。また、各都道府県の腎臓バンク（臓器バンク）に働きかけ、地域でのオリジナルカードの作成及び成人式での配布を図る。

その他、You Tube 等での映像配信、Yahoo! ボランティア、クリック募金、カタログギフト、バナーの貼り付け等、関係機関との連携により意思表示について理解する機会の拡大を図る。

### 3. 普及啓発事業

臓器移植に関する理解を深め社団の活動への支援を広げるために、解説書、手記、ポスター、グッズ、映像等適切かつ有効な資材を作成・配布し、本部・支部・都道府県と連携し、幅広く活用する。また、地域の行政、腎臓バンク（臓器バンク）、医師会、薬剤師会等の医療関係機関、患者団体、企業と連携し、グリーンリボンキャンペーンを中心とした普及啓発活動を実施する。

#### (1) 各種印刷物の作成・配布

- ①臓器移植医療に関するパンフレット・ポスター等資材の作成・配布
- ②臓器移植者や臓器提供者家族の手記（小冊子：think transplant）、映像の作成及びホームページでの掲載
- ③啓発用グッズの作成

#### (2) グリーンリボンキャンペーンの実施

- ①グリーンリボンピンバッジ、グッズ作成・配布によるキャンペーンの周知・拡大
- ②グリーンリボン DAY の周知やイベント開催によるメディア媒体の利用
- ③グリーンリボンキャンペーンの当該年度実施内容に即した資材作成及び活動

#### (3) その他

- ①学校、学会、企業、関連団体・市民団体主催のイベント等での講演
- ②学生のネットワーク訪問の受入れ
- ③一般の方々、マスコミ、出版業者等、社団の活動内容に関する対応
- ④メール配信希望会員に向けてのメールマガジン配信

### 4. 運営管理等事業

- (1) 脳死下臓器提供事例の検証を行うため中央評価委員会を開催する。
- (2) 臓器提供施設の体制整備のため臓器提供施設委員会を開催する。
- (3) 臓器移植施設の体制整備のため移植施設委員会を開催する。
- (4) あっせん時における移植臓器に関する諸問題及び搬送方法の体制整備のため移植臓器関連実務委員会を開催する。
- (5) あっせん時における検査体制整備のため移植検査委員会を開催する。
- (6) 臓器移植の普及啓発、広報全般に関する審議を行うため広報委員会を開催する。
- (7) 社団の行う事業について、倫理的、医学的、社会的観点から、倫理上の妥当性について審査・審議を行うため倫理委員会を開催する。

(8) 心停止下臓器提供事例の検証を行うため地域評価委員会を開催する。

## 5. 費用配分事業

### (1) ドナー情報伝送システムの運用

提供施設、あっせん対策部、あっせん事業部、支部及び移植施設間で、臓器提供事例発生時の情報を効率的に共有し、臓器提供の適応判断などを行うために、ドナー情報伝送システムを運用管理する。

### (2) メディカルコンサルタントの派遣

臓器提供事例発生時におけるドナー適応評価や管理について、医師に対しメディカルコンサルタントの委嘱を行い、必要時提供病院に派遣する。

## <管理事業>

### 1. 管理事業

社団運営のために必要な経営会議、理事会、社員総会を開催する。

### 2. あっせん業務対応に関する組織体制の見直しとリスク管理体制の強化

#### (1) あっせん業務対応に関する組織体制の見直し

あっせん業務対応強化の観点より、従来のあっせん対策部を、あっせん業務全般の管理・運営を担当する「あっせん事業部」とあっせん事例を担当する「あっせん対策部」に分離し、個別のあっせん事例に関する対応を強化する。

あっせん対策部は、4班にわけ、各班に班長を任命して、あっせん事例毎に各班長が責任をもって担当する体制を構築する。

あっせん事業部は、各あっせん事例の検証をはじめ、登録業務・統計処理業務・資料作成業務・他費用配分等の事務管理業務を担うこととする。

#### (2) あっせん事例進行期間をリスク管理強化期間と位置づけ、この間の管理・組織体制を明確化する。

特に、緊急事態発生時は、あっせん対策部に危機対応機関としての役割を付与し、迅速にその対応にあたることとする。

かつ、リスク管理強化期間の管理体制につき、脳死下及び心停止下に分別した組織図をコーディネーターをはじめ全職員に周知・徹底する。